

公共施設等運営権制度の創設等に係る規制の事前評価書

政策の名称	公共施設等運営権制度の創設等													
担当部局	政策統括官(経済社会システム)民間資金等活用事業推進室 (参事官:上田洋平) 電話番号:03-3581-9680													
評価実施時期	平成23年3月													
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の目的】 新成長戦略(平成22年6月18日)において、PFI事業規模について、少なくとも約10兆円以上(従来の事業規模の2倍以上)の拡大を目指すこと、及び、その実現のため、コンセッション方式の導入等、PFI制度の拡充を2010年度に実施することとされた。 今般の改正は、これを受けて、公共施設等運営権に係る制度の創設等の所要の措置を講ずるもの。</p> <p>【規制の内容】 PFI事業について、資金調達の円滑化、自由度の高い運営を可能とすること等のため、公共施設等運営権に係る制度の創設等に際し、以下について規定するもの。 ①公共施設等運営権の創設に伴う所要の措置 公共施設等運営事業の開始義務、公共施設等運営権実施契約の締結義務、公共施設等運営権者の料金の届出、公共施設等運営権の移転の許可、公共施設等運営権者に対する報告微収、調査、指示及び公共施設等運営権の取消し等について規定する。 ②欠格条項の創設 運営権の創設等を踏まえ、暴力団員等につき、PFI事業者の募集に応じられないこととする。</p> <p>【規制の必要性】 国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新需要に最大限民間で対応していく必要があるが、現状では、これが十分に進まないおそれがある。そのため、PFI制度の拡充について所要の措置を講じる必要がある。</p>													
	法令の名称・関連条項とその内容	法案の名称:民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案 法案の内容: ①PFI事業に係る公共施設等の対象の拡大、②民間事業者による提案制度の創設、③欠格条項の創設、④PFI事業の実施の見通し、契約の内容に関する情報公開、⑤公共施設等運営権の創設												
想定される代替案	運営権の設定に係る手続について、公共施設等の管理者等の定める入札要綱や選定事業者との間の契約等において取り決めることとすることが考えられる。また、欠格条項を設けず、公共施設等の管理者等の策定する入札要綱等で応募要件を定めることとすることが考えられる。													
規制の費用	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>費用の要素</th> <th>代替案の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(遵守費用)</td> <td>PFI事業を行う際の手続を定めるものであり、特段の負担は生じない。</td> <td>PFI事業を行う際の手続を定めるものであり、特段の負担は生じない。</td> </tr> <tr> <td>(行政費用)</td> <td>PFI事業を行う際の手続を定めるものであり、特段の負担は生じない。</td> <td>反社会的勢力などの不適切な事業者がPFI事業を運営できる可能性があり、PFI事業が適切に実施されないおそれが生じる。その結果、行政に更なる負担が生じる事態が起こりうる。</td> </tr> <tr> <td>(その他の社会的費用)</td> <td>公共施設等運営権等に係る手続が明確であり、社会的費用は最小化すると見込まれる。</td> <td>公共施設等運営権等に係る手続が不明確となり、公共施設等運営権制度が活用されない結果、PFI事業による公共施設等の整備が進まないおそれがある。</td> </tr> </tbody> </table>			費用の要素	代替案の場合	(遵守費用)	PFI事業を行う際の手続を定めるものであり、特段の負担は生じない。	PFI事業を行う際の手続を定めるものであり、特段の負担は生じない。	(行政費用)	PFI事業を行う際の手続を定めるものであり、特段の負担は生じない。	反社会的勢力などの不適切な事業者がPFI事業を運営できる可能性があり、PFI事業が適切に実施されないおそれが生じる。その結果、行政に更なる負担が生じる事態が起こりうる。	(その他の社会的費用)	公共施設等運営権等に係る手続が明確であり、社会的費用は最小化すると見込まれる。	公共施設等運営権等に係る手続が不明確となり、公共施設等運営権制度が活用されない結果、PFI事業による公共施設等の整備が進まないおそれがある。
	費用の要素	代替案の場合												
(遵守費用)	PFI事業を行う際の手続を定めるものであり、特段の負担は生じない。	PFI事業を行う際の手続を定めるものであり、特段の負担は生じない。												
(行政費用)	PFI事業を行う際の手続を定めるものであり、特段の負担は生じない。	反社会的勢力などの不適切な事業者がPFI事業を運営できる可能性があり、PFI事業が適切に実施されないおそれが生じる。その結果、行政に更なる負担が生じる事態が起こりうる。												
(その他の社会的費用)	公共施設等運営権等に係る手続が明確であり、社会的費用は最小化すると見込まれる。	公共施設等運営権等に係る手続が不明確となり、公共施設等運営権制度が活用されない結果、PFI事業による公共施設等の整備が進まないおそれがある。												
規制の便益	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>便益の要素</th> <th>代替案の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>公共施設等運営権制度及び欠格条項の創設により、公共施設等運営権等に係る手続が明確となり、PFI事業に関して資金調達が円滑化し、自由度の高い運営を可能となること等が達成される。また、不適切な者によるPFI事業の運営は行われず、最小のコストで適正な運営が行われる。</td> <td>公共施設等運営権等に係る手続が不明確になるほか、不適切な者への公共施設等運営権の移転及び不適切な者による公共施設等の運営の防止が徹底されず、公共施設等運営権制度の創設等による便益が十分に得られない。</td> </tr> </tbody> </table>			便益の要素	代替案の場合		公共施設等運営権制度及び欠格条項の創設により、公共施設等運営権等に係る手続が明確となり、PFI事業に関して資金調達が円滑化し、自由度の高い運営を可能となること等が達成される。また、不適切な者によるPFI事業の運営は行われず、最小のコストで適正な運営が行われる。	公共施設等運営権等に係る手続が不明確になるほか、不適切な者への公共施設等運営権の移転及び不適切な者による公共施設等の運営の防止が徹底されず、公共施設等運営権制度の創設等による便益が十分に得られない。						
	便益の要素	代替案の場合												
	公共施設等運営権制度及び欠格条項の創設により、公共施設等運営権等に係る手続が明確となり、PFI事業に関して資金調達が円滑化し、自由度の高い運営を可能となること等が達成される。また、不適切な者によるPFI事業の運営は行われず、最小のコストで適正な運営が行われる。	公共施設等運営権等に係る手続が不明確になるほか、不適切な者への公共施設等運営権の移転及び不適切な者による公共施設等の運営の防止が徹底されず、公共施設等運営権制度の創設等による便益が十分に得られない。												
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	公共施設等運営権制度及び欠格条項の創設により、運営権等に係る手続が明確となり、資金調達の円滑化、自由度の高い運営を可能とすること等が達成される。また、不適切な者によるPFI事業の運営は行われず、最小のコストで適正な運営が行われる。これらにより、PFI事業の拡大が見込まれる。 一方、代替案とした場合、PFI事業に関して資金調達が円滑化し、自由度の高い運営となることはなく、PFI事業の拡大は見込まれない。													
有識者の見解その他関連事項	新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において、『21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト』の「14. 公共施設の民間開放と民間資金活用事業の推進」として、[国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新需要に最大限民間で対応していく必要がある。そのため、PFI制度にコンセッション方式(※)を導入することとされ、「これにより、PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る法律施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)の拡大を目指す」ととされている。													
レビューを行う時期又は条件	現行法附則第二条において、「政府は、少なくとも三年ごとに、この法律に基づく特定事業の実施状況(民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和の状況を含む。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されている。													
備考														